

○職員等の旅費に関する規則

平成7年11月1日

規則第25号

改正	平成13年1月31日	規則第1号	平成17年3月11日	規則第3号
	平成15年7月28日	規則第3号	平成18年3月1日	規則第2号
	平成16年6月22日	規則第4号	令和8年3月25日	規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員等の旅費に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第18号。以下「条例」という。）に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員以外の者の旅費)

第2条 条例第3条第2項の規定により、職員以外の者に対して支給する額は次のとおりとする。

- (1) 研修及び講習の講師として派遣を求めた者は、管理者相当額
 - (2) 特別の調査研究を依頼して派遣を求めた者は、管理者相当額
 - (3) 前各号に規定する者以外の者は、管理者が用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、管理者相当額又は一般職の職員の例で計算した額
- 2 前項の者の鉄道旅行において、当該用務の性質又は緩急の度合により、所定の等級に応じた運賃又は急行料金を支給する必要がないと認められる場合には、その等級に応じた運賃又は急行料金を支給しないことができる。

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第3条 条例第3条第4項に規定する規則で定める場合は、同条第3項に規定する旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合とする。

- 2 条例第3条第4項に規定する規則で定めるものは、条例第22条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。
- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費については、条例第7条第1項各号、第8条第1項各号、第9条第1項各号及び第10条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第19条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
 - (2) 宿泊料、包括宿泊費及び移転料については、当該各種目について条例第11条、第12条、第14条及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
 - (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

(鉄道賃に係る鉄道)

第4条 条例第7条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第5条 条例第8条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第6条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(宿泊に係る特別な事情)

第7条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が条例第11条本文に定める額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 会議、式典等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(研修等の旅費)

第8条 条例第16条に規定する日額旅費の額は、目的地までの往復に係る旅費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃その他の交通費及び宿泊手当に限る。)に次の額を加算した額とする。

- (1) 兵庫県自治研修所等指定された宿舎に宿泊するときは、兵庫県自治研修所等が定めた経費相当額
- (2) 職場研修等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定に基づく職員派遣を含む。)のため、通勤が困難な職場に勤務するときは、移転料及び次の表の左欄に掲げる地域区分に応じ、それぞれに同表右欄に掲げる額(国家公務員宿舎又はこれに準ずる公務員住宅(国、地方自治体等が借り上げて提供する民間賃貸住宅を含む。)であって家賃が非常に低額であると認められるものに居住する場合は、同表右欄に掲げる額の2分の1に相当する額)

地域区分	支給額
ア 1級地の地域	1月につき70,000円
イ 2級地から4級地までの地域	1月につき60,000円
ウ 5級地の地域	1月につき50,000円
エ アからウまで以外の地域	1月につき40,000円

備考 この表における地域区分の級地及び地域は、人事院規則9—49(地域手当)別表第1に掲げる地域手当の級地及び地域の例による。

- (3) 研修、講習、訓練その他これに類する目的のため、前2号以外の宿泊施設を利用するときは、宿泊料(給与の種類)

第9条 条例第23条第3項に規定する給与の種類は、職員の給与に関する条例(平成7年但馬広域行政事務組合条例第16号)第2条に規定する給料、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当との調整)

第10条 旅行者が職員の給与に関する条例第17条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与(以下この条において「通勤手当等」という。)の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(在勤庁等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第11条 在勤庁又は旅行地（以下この項において「在勤庁等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成13年1月31日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月28日規則第3号）

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成16年6月22日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員等の旅費に関する規則は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月11日規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月1日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員等の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月25日規則第8号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。